

鳥取県男女共同参画推進員

令和2年度 申出処理状況報告書

鳥取県男女共同参画推進員

目 次

1	鳥取県男女共同参画推進員名簿	1
2	申出処理件数	1
3	令和2年度申出処理状況一覧	2
4	令和2年度処理案件の申出内容及び審査結果	3
5	各推進員の所感	8
6	参考資料	
(1)	鳥取県男女共同参画推進条例 (平成12年12月26日鳥取県条例第83号)	10
(2)	鳥取県男女共同参画推進条例施行規則 (平成13年3月30日鳥取県規則第20号)	17
(3)	鳥取県男女共同参画推進員職務遂行要綱 (平成15年12月25日鳥取県男女共同参画推進員会議決定)	19
(4)	鳥取県男女共同参画推進員審査事務の流れ	21

1 鳥取県男女共同参画推進員名簿（五十音順）

定数：4名（男女各2名） 任期：2年 知事が議会の同意を得て任命
 （任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日。ただし、北野推進員：令和2年4月1日～令和4年3月31日）

一 盛 真（いちもり まこと）	大学教授
北 野 彬 子（きたの あきこ）	弁護士
高 力 英 明（こうりき ひであき）	会社役員
谷 本 恵 美（たにもと めぐみ）	個人事業主

2 申出処理件数

年度 区分		H13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	合計
		処理 件数	前年度 繰越	—	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0
新規 申出	3		0	5	3	2	1	2	2	2	1	1	3	0	3	0	0	0	0	1	0	29
合計	3		1	5	4	4	1	2	2	2	2	1	3	0	3	2	0	0	0	1	1	
次年度 繰越	1		0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	
審査 結果	勸告	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	意見公表 (助言)	2	0	4	1	2	1	1	2	1	2	1	2	0	1	2	0	0	0	0	1	23
	棄却	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	合計	2	1	4	2	4	1	2	2	1	2	1	3	0	1	2	0	0	0	0	1	29
	審査中	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	

※審査結果の区分・「意見公表(助言)」：15年度までは助言。16年度から意見公表に変更。

※審査結果件数：申出の一部を勸告又は意見公表、一部を棄却又は却下とした事案は、勸告又は意見公表の区分に計上する。

3 令和2年度申出処理状況

(1) 令和元年度第1号申出

〔学校給食で流す歌に関する苦情〕

申出内容	審査結果概要	処理経過
<p>令和2年1月23日受付</p> <p>・令和2年1月22日、倉吉市教育委員会公認ソングとして、学校給食のスタミナ納豆の提供日に、市内全ての小中学校で繰り返し流されるとの報道があった。歌詞の中に女性の固定観念的なイメージや立場が反映されるものがあり、繰り返し流されることで、子どもたちに固定的な認識が刷り込まれ固定的なイメージを更に助長させるものではないか。</p> <p>・行政がこれを容認し周囲も気づかないということは行政職員に男女共同参画の理解が浸透していないのではないかと。</p> <p>・県は市町村の男女共同参画施策を支援するため、市町村職員の意識啓発や研修の場を設けるなどの「市町村等に対する支援（男女共同参画条例第17条）」を行うべきではないかと。</p>	<p>意見公表 令和2年7月22日</p> <p>本申出に係る歌は音楽教育の教材ではなく学校給食の際に流されたものであり、その採否の判断は教育現場の自主性に委ねられるべきである。また、その判断にあたっては、当該歌が「スタミナ納豆」を盛り上げようと善意の市民によって作成されたものであり、全体としては、好き嫌いをしないこと、多様性が大事であることといったメッセージを子どもたちに発信することにあると考えられることなどの事情が総合的に考慮されるべきである。しかしながら、男女共同参画の観点から問題無しとはいえない歌詞を含む歌について、教育現場から本申出と同種の指摘がなかったことを県は重く受け止め、以下のような施策をとるべきと考える。</p> <p>(1) 教育現場において児童生徒に性別による固定観念に基づくイメージを植え付けてしまうことを避けるために、教職員に対する研修を徹底すること。</p> <p>(2) 県民を啓発するため、県及び市町村の職員を含む県民に対し、男女共同参画の視点に立った研修プログラムを提供するなどの活動をこれまで以上に推進すること。</p> <p>(3) 今後県が作成する研修プログラムの題材として、今回の事例を活用すること。</p>	<p><令和元年度></p> <p>○第2回推進員会議 (2/6)</p> <p>○第3回推進員会議(2/28)</p> <p>○第4回推進員会 (3/13)</p> <p>○第5回推進員会 (3/24)</p> <p><令和2年度></p> <p>○第1回推進員会議 (5/14)</p> <p>○第2回推進員会議(6/4)</p> <p>○意見公表、県関係機関への審査結果通知(7/22)</p>

4 令和2年度処理案件の申出内容及び審査結果

(1) 令和元年度第1号申出

[学校給食で流す歌に関する苦情]

①申出区分：個人

②申出内容（申出書）

申 出 書

令和2年1月22日

鳥取県男女共同参画推進員 様

申出者

氏 名

住 所

電話番号

次のとおり申出をしますので、審査をお願いします。

1 申出の主旨・理由

倉吉市教育委員会公認の「スタミナ納豆」の歌について

1月22日（水）夕方のニュースで、倉吉市内の小学校で、スタミナ納豆のダンスと歌の披露があったというニュースが流されました。その歌の歌詞に「女子力が上がる」というフレーズがあります。この歌は、スタミナ納豆が給食で提供される日に、市内全ての小中学校で繰り返し流されるということですが、教育委員会のお墨付きで繰り返し流されることは、子どもたちこれでいいという認識が刷り込まれていくことだと思います。

・女子力という言葉に女性の固定観念的なイメージや立場が反映され、固定的なイメージを更に助長させるものではないか。特に子どもたちに対して、このような情報を与えるのはどうか。

・行政が安易にこのような言葉を使い、周囲も気づかないということは行政職員に男女共同参画の理解が浸透していないのではないかと。

・男女共同参画推進条例には「市町村の男女共同参画推進にも協力しながら」となっています。さらに、条例には、（市町村等に対する支援）第17条 県は、市町村の男女共同参画推進施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとあり、今回の件で、県が市への指導（歌詞の変更等）も含め、市町村職員への意識啓発を促したり、研修の場を設けることも市町村への協力であり、「その他の必要な措置」ではないかと思えます。

・また、こういうことが起きるのは最近、行政職員への男女共同参画研修がなされていないからではないでしょうか。現在、職員への男女共同参画の理解を進めるような研修はなされていますでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

2 他の機関等への相談等の状況

他の機関等への相談はしていない。

③審査結果：意見公表

意 見 書

第202000103136号
令和2年7月22日

鳥取県男女共同参画推進員

一 盛 真
北 野 彬 子
高 力 英 明
谷 本 恵 美

令和2年1月23日付で鳥取県民から提出された申出について、鳥取県男女共同参画推進条例第30条第1項の規定により下記のとおり意見公表します。

記

- 1 申出の内容 (申出書のとおり：省略)
- 2 他の機関等への相談等の状況 他の機関等への相談はしていない。

3 意見の内容

本申出に係る歌は音楽教育の教材ではなく学校給食の際に流されたものであり、その採否の判断は教育現場の自主性に委ねられるべきである。また、その判断にあたっては、当該歌が「スタミナ納豆」を盛り上げようと善意の市民によって作成されたものであり、全体としては、好き嫌いをしないこと、多様性が大事であることといったメッセージを子どもたちに発信することにあると考えられることなどの事情が総合的に考慮されるべきである。

しかしながら、男女共同参画の観点から問題無しとはいえない歌詞を含む歌について、教育現場から本申出と同種の指摘がなかったことを県は重く受け止め、以下のような施策をとるべきと考える。

- (1) 教育現場において児童生徒に性別による固定観念に基づくイメージを植え付けてしまうことを避けるために、教職員に対する研修を徹底すること。
- (2) 県民を啓発するため、県及び市町村の職員を含む県民に対し、男女共同参画の視点に立った研修プログラムを提供するなどの活動をこれまで以上に推進すること。
- (3) 今後県が作成する研修プログラムの題材として、今回の事例を活用すること。

なお、意見公表の理由は別紙「報告書」のとおり。

(別紙)

報 告 書

令和2年7月22日付第202000103136号意見公表の理由は下記のとおりです。

1 調査の内容

(1) 推進員会議の開催

令和2年2月6日から計5回、推進員会議を開催し、調査及び審査を行った。
また、申出者に対する面接調査により申出者の主張を確認した。

(2) 調査方法及び調査結果

ア 調査方法及び調査項目

下記のとおり。

- (ア) 現代社会における女子力という言葉の使われ方の調査
 - a 辞書、新聞、雑誌、インターネット等
- (イ) 当該歌が倉吉市の学校給食で流されるに至った経緯の聞き取り
 - a 「スタミナ納豆の歌」選定までの意思決定過程
 - b 公認ソングを選定するにあたってのガイドラインの有無
 - c 現場（生徒、保護者、教員等）からの意見、評判
- (ウ) 当該歌を教育現場で流すことについて、男女共同参画の観点から問題があるか
 - a 推進員審議

イ 調査結果

上記により、調査した結果は下記のとおりであった。

① 現代社会における女子力という言葉の使われ方について

「女子力」という言葉の意味や使われ方について、辞書、新聞、雑誌、インターネット等、様々な媒体を用いて調査した結果、以下のような事実が判明した。

「女子力」とは、2009年頃から使われ始めた言葉であり、明確な定義はないが、女性らしい態度や容姿を重んじることや、女性ならではの感覚・能力を職業に生かすことなど、話者によってさまざまな解釈がある。

(デジタル大辞泉 <https://kotobank.jp/word/%E5%A5%B3%E5%AD%90%E5%8A%9B-534689>)

実際の使われ方としては、「料理が上手である」「身なりに気を付けている」など、男性が女性に期待する役割に込められる力を指して、「女子力」と述べている例が多く見られる。2014年にマイナビニュースで行われた男性200名に対するアンケートによると、「女子力」とは何かという問いに対し、「男性を惹きつける力」「かわいく、美しく、女性らしく見せるための演出力」、「やさしさ、包容力、母性、おしとやかさなど、男性にはない性質」「気配りや気遣い」「家事能力」などという回答が多く、「女子力」という言葉には男性の女性に対する願望や理想が投影されていると考えられる。

(<https://news.mynavi.jp/article/20140521-a137/>)

また、2016年に朝日新聞デジタルで行われたアンケートによると、「女子力」という言葉についてどのようなイメージを持っているかという問いに対し、「よくないイメージ」「どちらかというときよくないイメージ」を持っているという回答が51%に達し、「いいイメージ」「どちらかというときいいイメージ」を持っているという回答の27.6%を大きく上回った。

「女子力」という言葉のどのような点が、良い又は良くないイメージにつながっているかという問いに対しては、「『女性はこちらあるべきだ』『これは女性の役割だ』という考えを押し付けている」という回答が38%で第1位であり、第2位の「自分を高めたい女性の気持ちを表している」の13.6%や、第3位の「ほめ言葉として使われている」の10.6%を大きく引き離れた。

(<https://www.asahi.com/opinion/forum/039/>)

上述のアンケート結果から、「女子力」という言葉に、性別による固定的な役割分担意識が表れてい

ると感じる人が相当数存在することが判明した。

② 「スタミナ納豆の歌」選定までの意思決定過程について

「スタミナ納豆の歌」は、倉吉市内で活動する有志の音楽グループが、倉吉市の学校給食の人気メニューである「スタミナ納豆」を盛り上げるために作詞作曲した。同グループは、倉吉市教育委員会にこの歌を持ち込み、給食の時間に流すことを提案した。市教委がこれに同意したため、スタミナ納豆が提供される日（年8回程度）の給食の時間に、倉吉市内の小中学校で流されることになった。すなわち、倉吉市給食センター長が起案者となり、倉吉市教育委員会事務局長及び教育長の決裁を経て、倉吉市内の小中学校長に対し、スタミナ納豆が提供される日の給食の時間に流して頂きたいという依頼と共に、歌をダビングしたCDが送付された。依頼に強制力はなく、実際に流すかどうかは各学校長の判断に委ねられている。

③ 公認ソングを選定するにあたってのガイドラインの有無について

一部で「市教委の公認ソング」といった報道が為されたが、公認ソングとしての公式な選考が為されたわけではない。なお、歌に限らず、標語やキャラクター等を市が公募する際の選考のためのガイドラインは存在しないとのことであった。

また、市教委と同グループの間には、いかなる金銭の遣り取りも存在しない。同グループは、市教委に対し、自作の歌をダビングしたCDを一枚提供し、市教委はこれを自ら焼き増しして各学校に送付した。

④ 現場（生徒、保護者、教員等）からの意見、評判について

好意的な意見、評判はあったが否定的な意見はなかった。

⑤ 男女共同参画の観点から問題があるかどうかについて

「女子力」という言葉の使われ方を踏まえ、申出のあった「スタミナ納豆」の歌を教育現場で流すことについて、男女共同参画の観点から問題があるかどうかを審議した。推進員らの一致した意見は以下のとおりである。

すなわち、問題を指摘されたフレーズは、「納豆食べるよ 納豆食べるよ 筋力つくし女子力上がるし」という部分である。筋力は男女問わず必要な力であり、特に男性に限って重要視するべき力ではない。しかるところ、「女子力」という言葉は価値中立的な言葉ではなく、上述のような固定的な役割分担意識を内包する（又は内包すると感じる人が多い。）。そのことに鑑みれば、「筋力」と「女子力」とを並べ対比することにより、男性は筋力で評価され、女性は容姿、しとやかさ、身だしなみ、自己演出力などで評価されるといった、性別による固定的な役割分担観念を助長するおそれがある。従って、このような文脈で「女子力」という言葉を使用することには男女共同参画の観点から問題無しといえない。

また、歌は、本や漫画などの目から入る媒体と比べ、形がないものだけに、あまり歌詞の内容を意識せずに聞き流してしまいがちだが、何回も繰り返し流されることにより、歌詞の中のフレーズやそこから生じるイメージを無意識下に強固に植え付けてしまう可能性が存在する。

しかしながら、歌詞の一部に男女共同参画の観点から問題無しといえないフレーズが含まれているからといって、直ちにその歌が教育現場で流すに相応しくない歌であると決めつけることはできず、歌の採否の判断は教育現場の自主性に委ねられるべきであると考え。なぜなら、学校給食の際に流す歌の選定は、授業の一環として行われる音楽教育の教材の選定とは異なり、各学校の現場での児童生徒や教員の自主性に委ねられており、その採否の最終的な判断は学校長によるべきものだからである。また、その判断にあたっては、本件における以下のような事情が総合的に考慮されるべきである。

- i 教育現場の判断で自主的に流す歌と、教材としての歌とは質的に異なること。
- ii 当該歌が、県中部のご当地給食として親しまれている「スタミナ納豆」を盛り上げようと、善意の市民によって作成されたものであること。
- iii 歌詞全体をみると、当該歌の意図するところは、好き嫌いをしないこと、多様性が大事であることといったメッセージを子どもたちに発信することにあると考えられること。
- iv 当該歌が流される頻度は年間に8回程度と、それほど頻回ではないこと。

- v 歌の提供に際しいかなる対価も収受されていないこと。
- vi 倉吉市教育委員会の「依頼」に強制力がないこと。
- vii 当該歌の歌詞について、現場の教員や児童生徒、報道に接した地域住民等からの批判的な意見は本申出を除き聞かれていないこと。

2 意見公表の理由

申出者同様の問題意識が、教育現場から指摘されなかったことについて、県は重く受け止めるべきである。県は鳥取県内の公立小中学校に勤務する教職員の任命権者であり、教職員の研修を行うべき立場にあるところ、教職員は、男女共同参画の視点に立ち、未来を担う児童生徒らに対し、性別に基づく固定的な役割分担意識を植え付けたり助長したりしないよう、特に注意して教育・指導すべき立場にある。

鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂―（平成29年3月）によれば、学校教育の現場においても、子どもたちの間で「女子はこうあるべき」「男子はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が存在しているため、男女が共に、生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けられるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を含む取組を推進するとともに、エンパワメントを促進し、きめ細やかな支援を行うべきこととされている。また、固定的な性別役割分担を前提に学校運営が行われないよう留意し、その考え方がPTA活動等の地域活動にも浸透するよう努める、併せて、テレビ、インターネット、ゲーム等特に訴求力が高いメディアに描かれている性差別の情報を主体的・批判的に読み解く能力を高めるべきこととされている。

そうであるにもかかわらず、倉吉市教育委員会内部でも、各学校現場からも、当該歌の歌詞における「女子力」という言葉の使われ方についての違和感が1件も指摘されなかったことは、県が、県民に対する男女共同参画に関する啓発、特に教職員に向けた啓発を、さらに強化すべきことを示すものである。

上述のことから、県は以下のような施策をとるべきであると考えます。

まず、未来を担う児童生徒を直接指導する立場にある教職員に対する研修をさらに徹底する必要がある。

また、鳥取県教育センターにおける教職員に対するもののみならず、鳥取県職員人材開発センターにおける県及び市町村の職員への研修、鳥取県男女共同参画センターにおける県の機関への研修の働きかけや支援、県民一般を対象とした講座・シンポジウムの開催等を通じ、県民に対する、男女共同参画の視点に立った啓発活動をこれまで以上に推進すべきである。

そして、今回のような申出が為されたことを、男女共同参画の視点からの新たな「気付き」と捉え、この事例を積極的に研修の素材として採用するなどして、啓発活動に活用すべきである。

以上のとおり、推進員らの意見を公表する。

5 各推進員の所感

(1) 盛 真 推進員

この度、県民の方から申し出があり、5回の審議を重ねて意見報告書をまとめました。そこでは、「今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、真の男女共同参画社会の実現に至っていない」という鳥取県男女共同参画推進条例の認識に基づき、「女子力」という言葉の意味に注視しました。

その折に私たち推進員が最も気を付けたことは、県の施策に対するオンブズ・パーソン制度の権限と役割、市民の表現の自由を侵害してはならないことでした。その点に対して最善の注意を払い聞き取り、審議、報告書の作成に努めました。そのことは報告書、議事録を読んでもいただければ理解していただけます。しかしながら、現場では動揺のなかでCD回収や歌詞の変更が起こっていたことも、鳥取の人権問題の事実として私たち推進員も受け止める必要があると思います。

今後も信頼に耐えうる審議結果の積み重ねのみが、この制度の必要性を県民の方々に理解していただく唯一の方策だと考えております。より身近で有意義な制度になるように今後も努力する所存であります。

(2) 北 野 彬 子 推進員

令和2年4月に鳥取県男女共同参画推進員に任命され、今年度が初めての任期となります。

令和元年度第1号申出については、途中から審議に参加したこととなり、意見公表となりました。

この令和元年度第1号申出意見公表後、様々な反応がありました。

その反応の中で、鳥取県において、教職員や行政職員に対して、固定的性別役割分担意識の問題に関する研修が実質的に増えたという反応があり、男女共同参画の取り組みがより進展していく一助となれば幸いと感ずるところがありました。

他方で、意見公表後の反応の中からは、男女共同参画の問題を含む県内の人権問題に対する取り組みや意識が発展途上であると感じるところも多く、啓発活動などの重要性も感じるところとなりました。

今後とも、県民の皆様から、様々なご意見をいただき、男女共同参画推進の取り組みに反映していくことができるよう、関係者の皆さま方と一緒に努力をしていきたいと思っております。

(3) 高 力 英 明 推進員

令和2年度は、前年度からの1件の申出繰越に対し審議を重ね意見公表を行いました。

令和2年度で最終年となる、第4次鳥取県男女共同参画計画では、3つの基本テーマのもと推進に関する施策を計画的に実施されています。第5次計画となる「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」が策定されましたが、最近の国内における男女共同参画に関わる出来事でも見られるように、見識ある方々でも本質では理解されていても、不用意な発言や言葉使いで問題が起きるのはなぜか、深く考える必要があるかと思っております。また、私たちは一人ひとりそれぞれが様々な属性や特性を持ち、様々な状況や環境の中で生きています。この多様性に目を向け、認めあい活力ある社会を築いていくことを強く認識していくことが必要だと考えます。

最後になりますが今後も、県におかれましては、男女共同参画について県民が認識を深める機会とするセミナー、イベント等の開催また多くの人が積極的に参加しやすい内容づくりにも考慮いただくとともに、各部局一体となった推進を望むものです。

(4) 谷 本 恵 美 推 進 員

鳥取県男女共同参画推進員に任命され、4年が過ぎようとしています。その間の申請は5年ぶりの1件のみ、随分と申請の無い年が続きました。1件の申出は、学校給食のスタミナ納豆の提供日に流される歌の「女子力が上がる」というフレーズは、女性の固定観念的なイメージを助長する恐れがあるのではないかという苦情申出でした。

審査を行う中で、教職員、県職員の男女共同参画研修がされていないことを知りました。今まで問題とされず見過ごしていたことや、無意識の思い込みなどがないか研修から再確認して多様性を尊重しようとする社会の意識を深めてほしいという想いがありました。

今回の事案により、教職員、行政職員並びに県民への研修が広がりを見せています。行政職員研修の受講について聞くと研修動画配信の視聴も含め、多くの職員が受講された研修もあり、注目の高さがうかがえます。

今後とも、男女共同参画の視点を様々な人たちと共に協力し合い、広げていく必要性を感じます。そして、男女共同参画推進の一助として推進員制度が使いやすく、県民の不利益にならないように、鳥取県が目指す男女共同参画社会に努めていく所存です。

6 参考資料

(1) 鳥取県男女共同参画推進条例 (平成12年12月26日鳥取県条例第83号)

鳥取県男女共同参画推進条例をここに公布する。

鳥取県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画に関する基本的施策(第8条—第19条の2)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第20条—第22条)

第4章 鳥取県男女共同参画推進員(第23条—第31条の2)

第5章 鳥取県男女共同参画審議会(第32条—第37条)

第6章 雑則(第38条)

附則

社会を構成する男女は、互いの性にかかわらず「法」の下に平等であって、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この理念に基づき、鳥取県では、全国に先駆けて、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)を制定し、差別のない真に人権の尊重される社会を目指してきた。

一方、我が国においては、急速に変化する社会経済情勢に対応していく上で、男女が、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が緊急の課題となっている。

鳥取県は、大企業が少なく、高齢者が多い社会経済構造の下、女性の就業率は都道府県の中でも高い状況にある。このような状況の中で、国際社会や国内の動向と協調しながら男女共同参画社会の実現に向けて各種施策が推進されているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、真の男女共同参画社会の実現には至っていない。

ここに、鳥取県民は、社会を構成する男性と女性が、対等な立場で、個性豊かに生き生きと暮らせる社会を形成するため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女共同参画社会を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会

- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国際社会や国内の動向と協調して、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、第1項の施策(前項の積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を実施するに当たっては、県民、事業者、国及び市町村並びに環日本海諸国と相互に連携及び協力が行われるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(鳥取県男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に基づき、性別による固定的な役割分担に基づく社会慣行その他の男女共同参画を阻害する要因を解消することを念頭に、議会の議決を経て、鳥取県男女共同参画計画を策定しなければならない。

- 2 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ鳥取県男女共同参画審議会及び市町村長の意見を聞かなければならない。
- 4 前3項の規定は、鳥取県男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 知事は、第14条の規定による情報の収集及び分析の結果を踏まえ、毎年、男女共同参画の状況並びに男女共同参画推進施策の実施状況及び効果についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 2 前項の報告書においては、男女共同参画推進施策の効果の一つとして、県の積極的改善措置により男女間の格差が是正され、又は是正されなかった状況についても明らかにしなければならない。

(財政上の措置等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 県は、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)第2条第1項の規定に基づき鳥取県男女共同参画センターを設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 知事は、第18条第1項の規定による申出を受けるため、鳥取県男女共同参画センターに窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第12条 県の附属機関の委員の構成は、第33条第2項の規定に準じて、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第13条 前条に規定するもののほか、県は、県の政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 県は、国若しくは他の地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の収集及び分析)

第14条 県は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、次に掲げる情報の収集及び分析を行わなければならない。

(1) 性別による直接的又は間接的な差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因に関する情報

(2) その他男女共同参画に関する情報

2 知事は、市町村長に対して、鳥取県男女共同参画計画の策定に必要な資料の提出を求めることができる。

3 知事は、事業者に対して、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(教育及び普及広報活動)

第15条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

3 県は、女性があらゆる分野における活動に参画することができるよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、すべての者が互いにその人権を尊重する社会を築くことができるよう、青少年その他の者に対し、他人の人権の尊重及び権利と責任に関する教育を実施するものとする。

5 県は、家庭及び地域において前項に規定する教育を行う県民に対し、必要な支援をするものとする。

(一人親家庭等に対する措置)

第16条 県は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父その他特別の配慮を必要とする者がその個性と能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村等に対する支援)

第17条 県は、市町村の男女共同参画推進施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(知事への申出)

第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者(以下「DV被害者」という。)であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。ただし、同項後段に定める申出にあつては、知事は、その対応結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平20条例48・一部改正)

(鳥取県男女共同参画推進員への申出)

第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は前条第2項ただし書の規定により公表された対応結果についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。この場合において、県民又は事業者が、DV被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

2 県民又は事業者は、前条第2項本文の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。

(平20条例48・一部改正)

(人権への配慮)

第19条の2 県民又は事業者は、前2条の規定による申出を行うに当たっては、当該申出により第三者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。

2 知事又は鳥取県男女共同参画推進員は、前項の規定に違反した申出があつたときは、申出に対する対応を行わないものとする。

(平20条例48・追加)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害があつた場合の措置)

第21条 知事は、前条の規定に違反する行為があつたと認めるときは、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの是正その他の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、職場において前条第2項の規定に違反する行為があつたと認めるときは、事業者に対し、当該行為を防止するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、前条の規定に違反する行為があつたと認めるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第22条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第4章 鳥取県男女共同参画推進員

(設置)

第23条 県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(職務)

第24条 推進員の職務は、次のとおりとする。

(1) 第19条第1項の規定による苦情の申出について審査をすること。

(2) 第19条第2項の規定による不服の申出について審査をすること。

(3) 県民又は事業者の男女共同参画に関する権利利益を保護するため、第30条第1項の規定に基づき、知

事その他の県の機関に対して勧告をし、又は意見を公表すること。

(平15条例82・一部改正)

(定数等)

第25条 推進員の定数は、男性2人、女性2人とする。

- 2 推進員は、知事が議会の同意を得て任命する。
- 3 推進員の任期は、2年とする。
- 4 推進員は、再任されることができる。

(兼職禁止等)

第26条 推進員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は県と特別な利害関係を有する法人その他の団体の役員と兼ねてはならない。

- 2 推進員又は推進員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(解職)

第27条 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めるときは、議会の同意を得てこれを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき。
 - (2) 前条の規定に違反するとき。
 - (3) 職務上の義務違反その他推進員たるに適しない非行があるとき。
- 2 推進員は、前項の規定による場合を除き、その意に反して解職されることがない。

(調査権限)

第28条 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認めるときは、知事その他の県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(審査結果の通知)

第29条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。ただし、第19条第1項後段に定める申出にあつては、推進員は、その審査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平20条例48・一部改正)

(勧告及び意見の公表)

第30条 推進員は、苦情又は不服についての審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対して是正若しくは改善の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求める意見を公表することができる。

- 2 県の機関は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、是正又は改善の措置を講じなければならない。ただし、県の機関が当該勧告に異議があるときは、この限りでない。
- 3 推進員は、第1項の規定により勧告又は意見の公表をしたときは、当該勧告又は意見の内容を議会に報告しなければならない。
- 4 県の機関は、第2項ただし書の規定により是正又は改善の措置を講じないときは、その旨及び異議の内容を推進員に通知するとともに、その内容を議会に報告しなければならない。

(平15条例82・一部改正)

(措置状況の報告)

第31条 推進員は、前条第1項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるとき(前条第4項の規定による通知を受けたときを除く。)は、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置の状況について報告を求めることができる。

- 2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 推進員は、県の機関から是正又は改善の措置の状況についての報告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。
- 4 推進員は、前項の規定により報告の内容を公表したときは、その内容を議会に報告しなければならない。

い。

(平15条例82・一部改正)

(雑則)

第31条の2 この章に定めるもののほか、推進員の職務の遂行に関し必要な事項は、推進員の合議により定める。

(平15条例82・追加)

第5章 鳥取県男女共同参画審議会

(設置)

第32条 鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第33条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第34条 委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第35条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第37条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第6章 雑則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第5章の規定は、同年1月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、平成28年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(平20条例48・平24条例12・一部改正)

附 則 (平成13年条例第46号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第66号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成28年条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 鳥取県男女共同参画推進条例施行規則 (平成13年3月30日鳥取県規則第20号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事への申出の方法)

第2条 条例第18条第1項前段の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関等への相談等の状況

(4) 申出の年月日

2 条例第18条第1項後段の規定により氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、氏名、住所等を明らかにし難い理由を付し、前項第2号から第4号までに掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。この場合において、鳥取県男女共同参画センターの職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(平20規則63・全改)

(鳥取県男女共同参画推進員への申出の方法)

第3条 条例第19条第1項前段及び第2項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

(1) 申出をする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号

(2) 申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関等への相談等の状況

(4) 申出の年月日

2 条例第19条第1項後段の規定により氏名、住所等を明らかにしないで行う申出は、氏名、住所等を明らかにし難い理由を付し、前項第2号から第4号までに掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該書面の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。この場合において、鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）又は鳥取県男女共同参画センターの職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(平15規則97・旧第4条繰上、平20規則63・一部改正)

(推進員の任命)

第4条 条例第25条第2項に規定する推進員の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うものとする。

(平20規則63・追加)

(身分証明書)

第5条 条例第28条第1項に規定する職務を行う推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(平15規則97・旧第9条繰上・一部改正、平20規則63・旧第4条繰下)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平15規則97・旧第10条繰上、平20規則63・旧第5条繰下)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第5条関係)

(平15規則97・平20規則63・一部改正)

(表)

鳥取県男女共同参画推進員身分証明書	
氏 名	写真
任 期 年 月 日 から 年 月 日	
年 月 日交付	
職 氏 名	

(裏)

<p>鳥取県男女共同参画推進条例(抜粋)</p> <p>(設置)</p> <p>第23条 県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を設置する。</p> <p>(調査権限)</p> <p>第28条 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認めるときは、知事その他の県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めすることができる。</p> <p>2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(抜粋)</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第5条 条例第28条第1項に規定する職務を行う推進員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p>

(3) 鳥取県男女共同参画推進員職務遂行要綱

平成15年12月25日

鳥取県男女共同参画推進員会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号。以下「条例」という。）に定める鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の職務の適切かつ円滑な遂行並びに推進員制度の普及と県民の理解を図ることを目的として、推進員の合議によって定める。

(公表)

第2条 この要綱は、公表するものとし、変更した場合も同様とする。

(職務の遂行方法)

第3条 推進員は、それぞれ独立してその職務を遂行する。ただし、次に掲げる事項の決定は、合議により行うものとする。

- (1) 職務の執行の方針に関すること。
- (2) 条例第30条第1項の規定に基づき勧告し又は意見を公表すること。
- (3) 条例第30条第3項及び第31条第4項の規定に基づき議会に報告すること。
- (4) 条例第31条第1項の規定に基づき県の機関に対して是正又は改善の措置の状況について報告を求め、また、同条第3項の規定に基づき県の機関の是正又は改善の措置の状況の内容を公表すること。
- (5) 申出処理状況、調査結果等を公表すること。
- (6) その他推進員の合議の結果合議により決定することとされた事項に関すること。

(審査の対象)

第4条 推進員の審査の対象は、条例第19条に定めるところであり、申出人の権利利益の保護を図るため適切に判断するものとする。ただし、次の各号に該当する事項に係る申出については、原則審査を行わないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
 - (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決等により確定した事案に関する事項
 - (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第17条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第18条第1項の規定による調停の対象となる事項
 - (4) 条例又はこの規則の規定に基づく推進員の行為に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、推進員が審査することが適当でないと認める事項
- 2 推進員は、条例第19条第2項の規定による申出が、条例第18条第2項の規定による通知のあった日から60日を経過した日以降にされたものであるときは、当該申出を受理しないものとする。ただし、60日を経過したことについて正当な理由があると推進員が認めるときは、この限りでない。
- 3 推進員は、前2項の場合において、申出について審査をしない旨又は申出を受理しない旨及びその理由を、当該申出をした者に対して通知するものとする。

(審査開始の通知等)

第5条 推進員は、申出について審査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関（条例第19条第2項の規定に基づく申出にあっては、知事）及び関係者に通知するものとする。ただし、条例第19条第2項の規定に基づく申出について審査を開始する場合であって、関係者に通知せず、又は審査開始後に通知することが適当であると認めるときは、通知せず、又は審査開始後に通知することができる。

2 推進員は、条例第28条第1項の規定による県の機関に対する報告又は資料の提出の要求を行うときは、書面により行うものとする。

(勧告及び意見の公表の通知)

第6条 推進員は、条例第30条第1項の規定に基づき勧告をし、又は意見を公表した場合において、当該勧告等に係る事項について条例第19条に基づく申出をした者がいるときは、その内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 推進員は、条例第30条第1項の規定に基づき勧告をし、又は意見の公表をしたときは、関係する県の機関にその内容について通知するものとし、県の機関が条例第30条第2項ただし書の規定により是正又は改善の措置を講じない場合はその旨及び異議の内容を勧告受領後2週間以内に推進員に通知することを付記することとする。

(公表の方法)

第7条 勧告は公表することとし、勧告の公表及び意見の公表は、記者発表等によって広く行うものとする。

(守秘義務)

第8条 申出人等の権利利益を保護するため、推進員は審査結果を決定するまでは調査内容及び意見等を公表してはならない。

(議会への報告)

第9条 条例第30条第3項及び第31条第4項の規定に基づく議会への報告は、勧告、意見の公表又は措置状況報告の公表の後直ちに文書で議長に対して行うものとする。

(申出の処理状況等の報告等)

第10条 推進員は、毎年度1回以上、申出の処理の状況及びこれに関する所見等に係る報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(会議)

第11条 推進員会議は次のとおりとする。

(1) 定例会 原則として毎月1回定例会を開催し、その都度次回の開催日時を決定する。
但し、推進員全員が開催の必要を認めない月は開催しないこととし、別途次回の開催日時を決定することができるものとする。

(2) 臨時会 推進員が開催を申し出た場合は、次回進行役の推進員の判断により日程を決定し、臨時会を開催する。

2 各推進員が推進員会議毎に順番(あいうえお順)に会議の進行役を務めることとする。

(審査)

第12条 各推進員が申出1件毎にあいうえお順で主査となり、結論は合議によることとする。

2 条例第29条に定める通知の内容を審査結果の内容により、勧告、意見の公表、棄却に区分することとする。

3 男女共同参画を阻害すると認められない場合、その他申出に基づき勧告し、又は意見を公表することが適当でないと認められるときは、申出を棄却し、その旨及びその理由を当該申出をした者に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月19日から施行する。

鳥取県男女共同参画推進員の審査事務（標準例）

